○国土交通省告示第千百八十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

別表第一佐渡空港及び上五島空港の項を削る。

別表第一佐賀空港の項の次に次のように加える。

大村飛行場	長崎空港事務所	飛行場管制業務	長崎タワー	７時から22時まで
		進入管制業務	長崎アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	長崎レーダー	

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

別表第一佐渡情報圏、上五島情報圏及び波照間情報圏の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

別表R347の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

第一項Aの表佐渡空港及び上五島空港の項を削る。

第二項Aの表八丈島空港の項の次に次のように加える。

大村飛行場	N32°56′ E129°56′

第二項Aの表波照間空港の項を削る。

第二項の表長崎空港の項を次のように改める。

大村飛行場 長崎空港	長崎管制圏	長崎空港の標点（N32°55′ E129°55′）を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

表長崎進入管制区の項を次のように改める。

長崎進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850mを超え、3,050m以下のもの イ　佐賀ＶＯＲを中心とする半径21㎞の円内の区域のうち壱岐ＶＯＲから真方位141°25′の方向へのびる直線と福岡ＶＯＲＴＡＣと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から９㎞の距離にある当該直線の西側の平行線との交点から真方位240°の方向へのびる直線の北側にあり、かつ、壱岐ＶＯＲから真方位141°25′の方向へのびる直線の西側にあるもの（長崎ＶＯＲを中心とする半径31㎞の円内の区域を除く。） ロ　佐賀ＶＯＲを中心とする半径14㎞の円内の区域のうち壱岐ＶＯＲから真方位141°25′の方向へのびる直線と福岡ＶＯＲＴＡＣと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から９㎞の距離にある当該直線の西側の平行線との交点から真方位240°の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、福岡ＶＯＲＴＡＣと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から９㎞の距離にある当該直線の西側にあるもの（長崎ＶＯＲを中心とする半径31㎞の円内の区域を除く。） 2　次に掲げる区域の直上空域で高度3,050m以下のもの イ　N33°45′ E129°47′の地点と福江ＮＤＢ（N32°40′ E128°50′）とを結ぶ直線から９㎞の距離にある当該直線の東側の平行線、N33°08′12″ E128°59′19″の地点から真方位155°の方向へのびる直線、N32°18′28″ E130°30′38″の地点から真方位285°の方向へのびる直線から９㎞の距離にある当該直線の北側の平行線と壱岐ＶＯＲと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から７㎞の距離にある当該直線の東側の平行線との交点から真方位270°の方向へのびる直線、鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線と天草ＶＯＲ（N32°29′ E130°10′）とN32°44′50″ E130°37′47″の地点とを結ぶ直線から７㎞の距離にある当該直線の北側の平行線との交点から真方位248°の方向へのびる直線及び壱岐ＶＯＲと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から７㎞の距離にある当該直線の東側の平行線により囲まれる区域（N33°45′ E129°47′の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るもの及び１のイの区域に係るものを除く。） ロ　壱岐ＶＯＲと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から７㎞の距離にある当該直線の東側の平行線、鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線と天草ＶＯＲとN32°44′50″E130°37′47″の地点とを結ぶ直線から７㎞の距離にある当該直線の北側の平行線との交点から真方位248°の方向へのびる直線、鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線及び壱岐ＶＯＲから真方位141°25′の方向へのびる直線によって囲まれる区域（N33°45′ E129°47′の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るもの、１のイ及び１のロの区域に係るものを除く。） ハ　鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線、N33°09′29″E130°43′00″の地点とN32°51′19″E130°27′52″の地点とを結ぶ直線から５㎞の距離にある当該直線の西側の平行線、福岡ＶＯＲＴＡＣと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から９㎞の距離にある当該直線の西側の平行線及び壱岐ＶＯＲから真方位141°25′の方向へのびる直線により囲まれる区域（１のイ及び１のロの区域に係るものを除く。）